

京都市壬生東市営住宅整備工事設計業務委託
ただし、新3号棟（仮称）新築その他工事設計業務委託に係る
公募型簡易プロポーザル

技術提案書等の作成に関する説明書

1 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明書の様式は、参加様式1から参加様式2に示すとおりとします。
- (2) 配布された様式を基に作成し、文字サイズは10ポイント以上とします。
- (3) 参加様式1の担当者欄には、本公募に関して本市との連絡窓口となる担当者を記載してください。
- (4) 参加様式2の配置予定技術者の年齢は、参加表明書の提出期限時点の年齢を記載してください。
- (5) 参加様式2の所属企業名の下段は、確認のうえ、チェックを入れてください。

2 技術提案書作成要領

- (1) 技術提案書の様式は、技術様式1から技術様式6に示すとおりとします。
- (2) 配布された様式を基に作成し、文字サイズは10ポイント以上とします。様式は、原則、変更しないでください。（枠を広げる等の簡易な変更は認めますが、レイアウトの変更等の大幅な変更は認めません。）
- (3) プロポーザルは設計業務に当たって最適な実施体制の確保及び課題に対する技術提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。
- (4) 技術様式1の担当者欄には、本公募に関して本市との連絡窓口となる担当者を記載してください。
- (5) 技術様式2の各欄に必要な事項を記載してください。
- (6) 技術様式3①には、管理技術者の同種業務の実績について記載してください。
- (7) 技術様式3②は、管理技術者の状況について、次のア及びイに掲げる内容を記載してください。
 - ア CPDの取得状況の欄には、以下の団体等（以下、「証明団体」という）が証明するCPDの取得状況について記載してください。
 - ・ 建築CPD運営会議
 - ・ （公社）日本建築士会連合会に加盟する各都道府県建築士会有効な単位は、CPD単位の最終取得日を「基準日」とし、「基準日」から1年間（「基準日」から「基準日」の1年前の日の翌日までの間）に取得した単位とします。ただし、「基準日」が本公募開始日の1年前の日から参加表明書の提出期限までにあるものを有効とします。また、複数の証明団体が証明した単位数の合算は認めません。
 - イ 業務繁忙度の欄には、本業務の契約予定時期である令和9年2月1日時点で、本業務と重複して従事している他の受託業務を全て記載してください。
- (8) 技術様式4①②には、設計担当主任技術者について、上記(6)(7)に準拠して記載してください。

(9) 技術様式 5 には、次のア及びイに掲げる内容を記載してください。ページ数は A 3 判 1 ページ（枠内のみ）とします。なお、提出者を特定できる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないでください。

ア ①業務の進め方、体制及び実施方針について、業務の手順・工程・フロー等、組織図（建築（意匠・構造・積算）・電気・機械の各分野の体制と相互の関係、責任の所在がわかるもの）、その他本業務の受託に際してアピールしたい事項等を記載してください。

イ ②設計コンセプト及び③ホールライフカーボンについては、アピールしたい事項に基づき任意に記載してください。

(10) 技術様式 6 については、本委託業務を受託するに当たっての見積金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載してください。

(11) 技術提案書の精度向上を目的とした A I の利用自体は妨げないが、提案内容の正確性や妥当性については、提案者が一切の責任を負うこと。